

加古川市

舗装修繕計画

Pavement Repair Planning of Kakogawa CITY

令和8年3月

兵庫県 加古川市

1. 修繕計画の目的

加古川市が管理する道路延長は、約 1,145km であり、その内舗装済延長は、約 1,045 km あり、市内の経済活動や市民の生活を支える重要な役割を担っている。そのため舗装は、道路利用者の利便性や快適性、安全性などを維持するために重要な役割を有している。

しかし、管理道路全ての舗装を常に高い水準で維持しておくためには、多くの費用と労力を必要することから、舗装修繕計画（以下「本計画」という）を策定することで、これまでの対処療法型の整備から、計画的な整備への転換を図り、管理道路のサービス水準を維持することを目的とする。

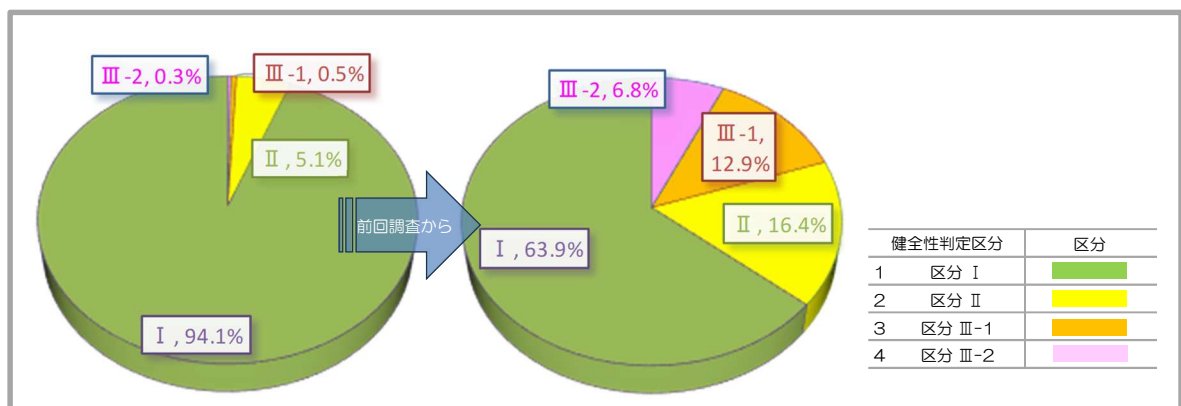
2. 修繕計画の対象路線（対象施設）

本計画の対象路線は、令和 7 年度に実施した路面性状調査結果を元に、184 区間、約 171.9km とする。

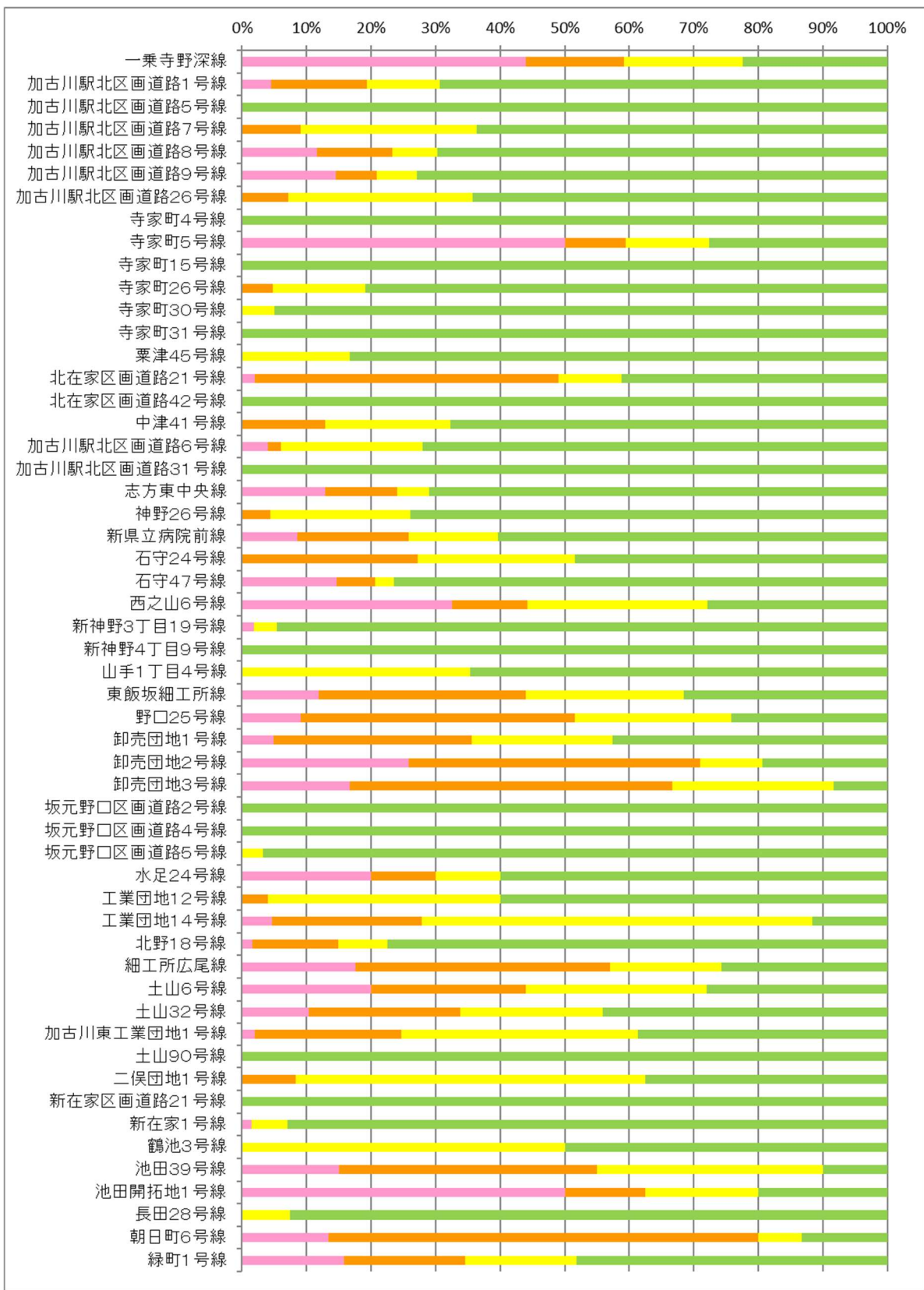
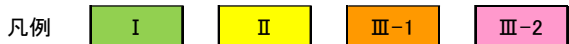
3. 対象路線の状態（個別施設の状態）

対象路線の健全性の診断区分状況としては、補修が必要となるⅡ以下の区分は、36.1%である。その内訳は、診断区分Ⅱが 8.7%、Ⅲ-1 が 7.7%、Ⅲ-2 が 19.7% となっている。

《 健全性の診断区分状況 》

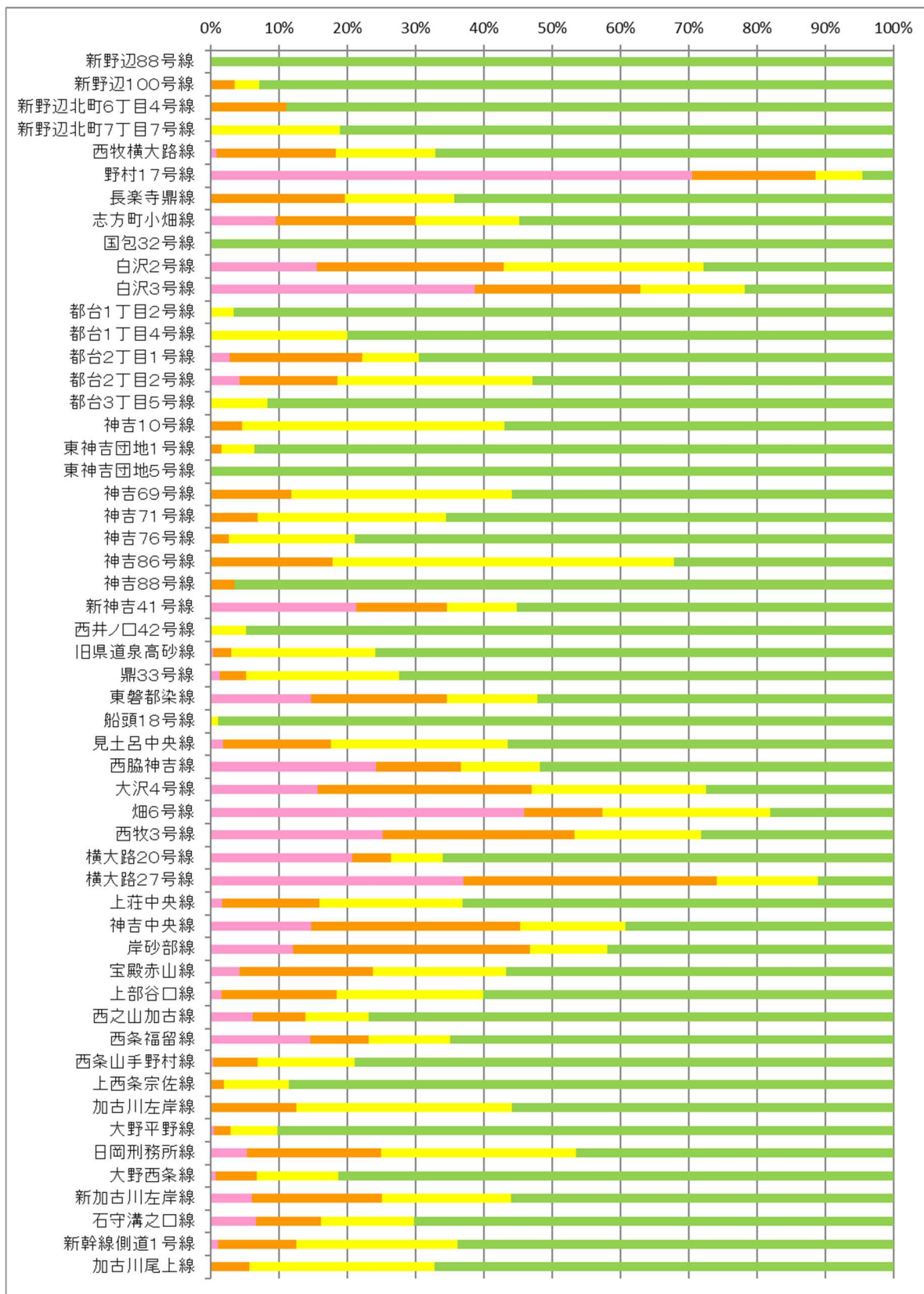


① 路線別健全度区分状況 (1/4)

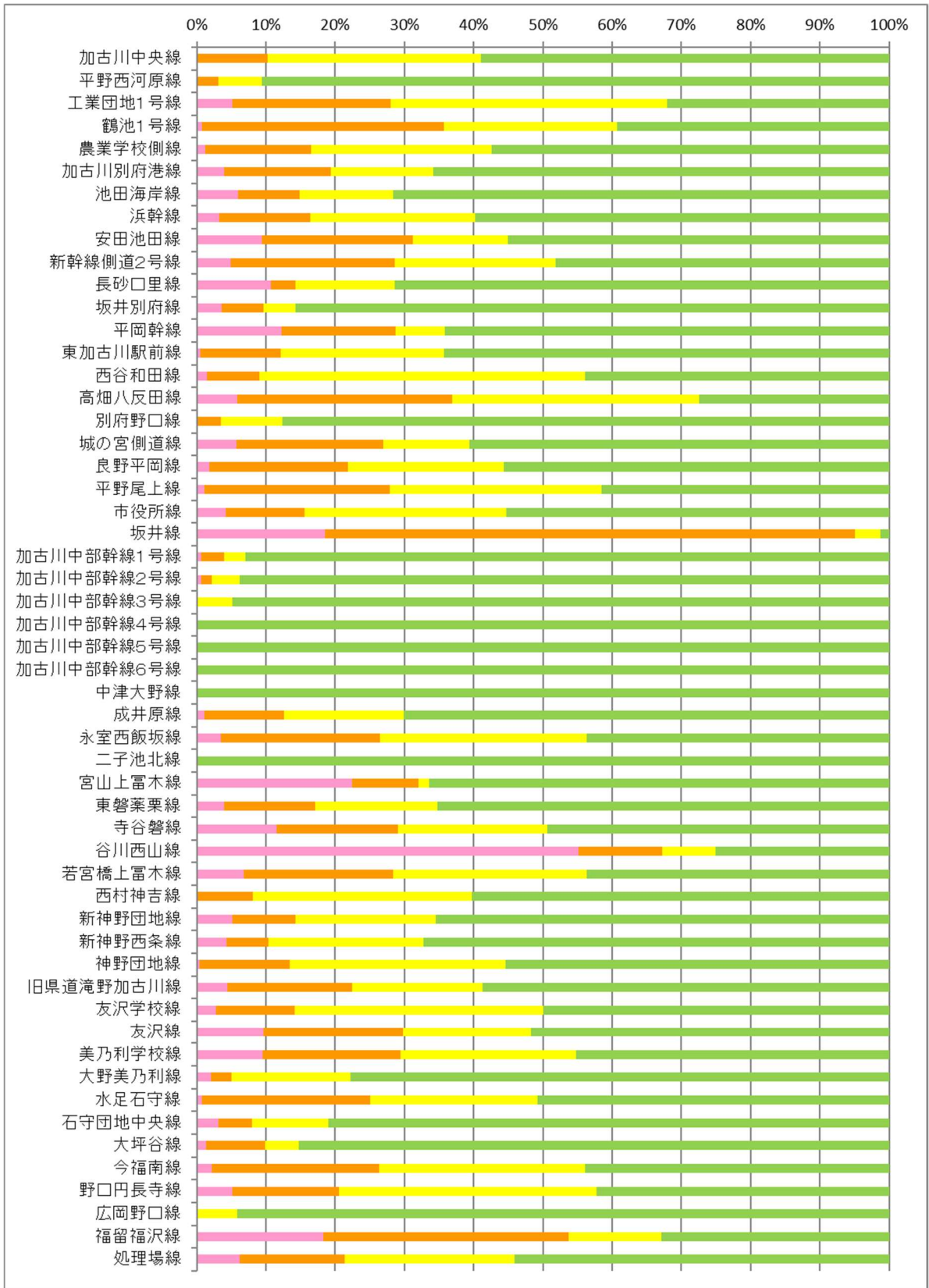


① 路線別健全度区分状況 (2/4)

凡例 I II III-1 III-2

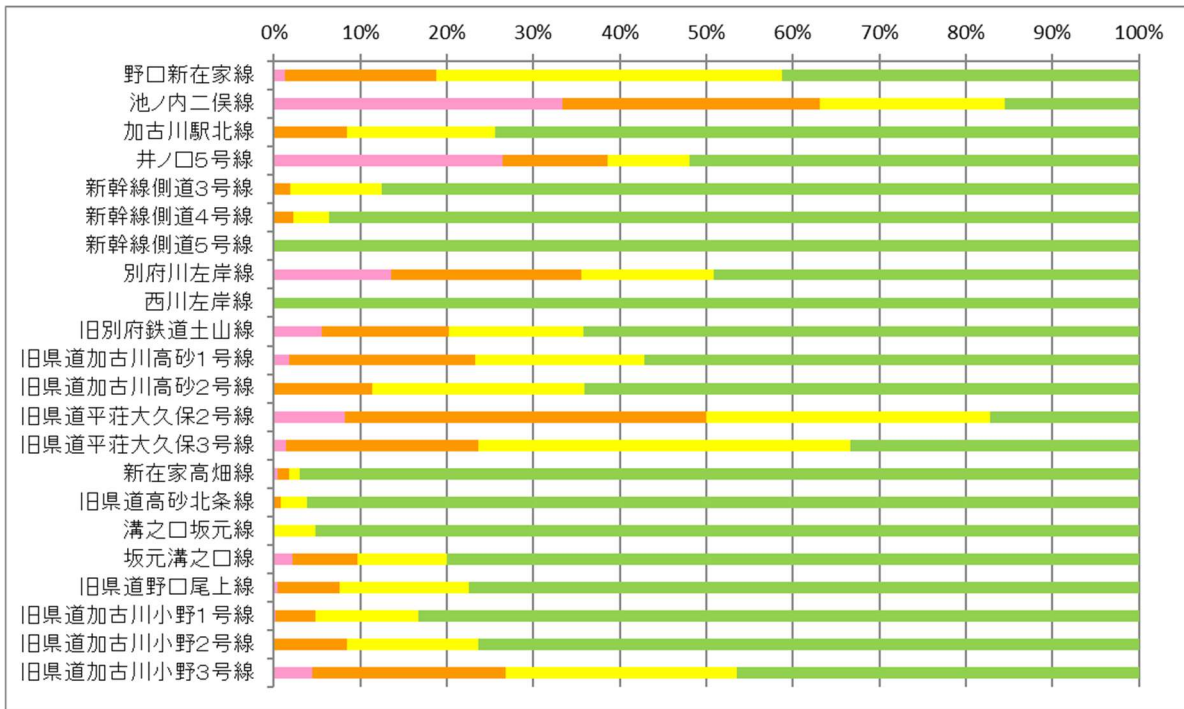


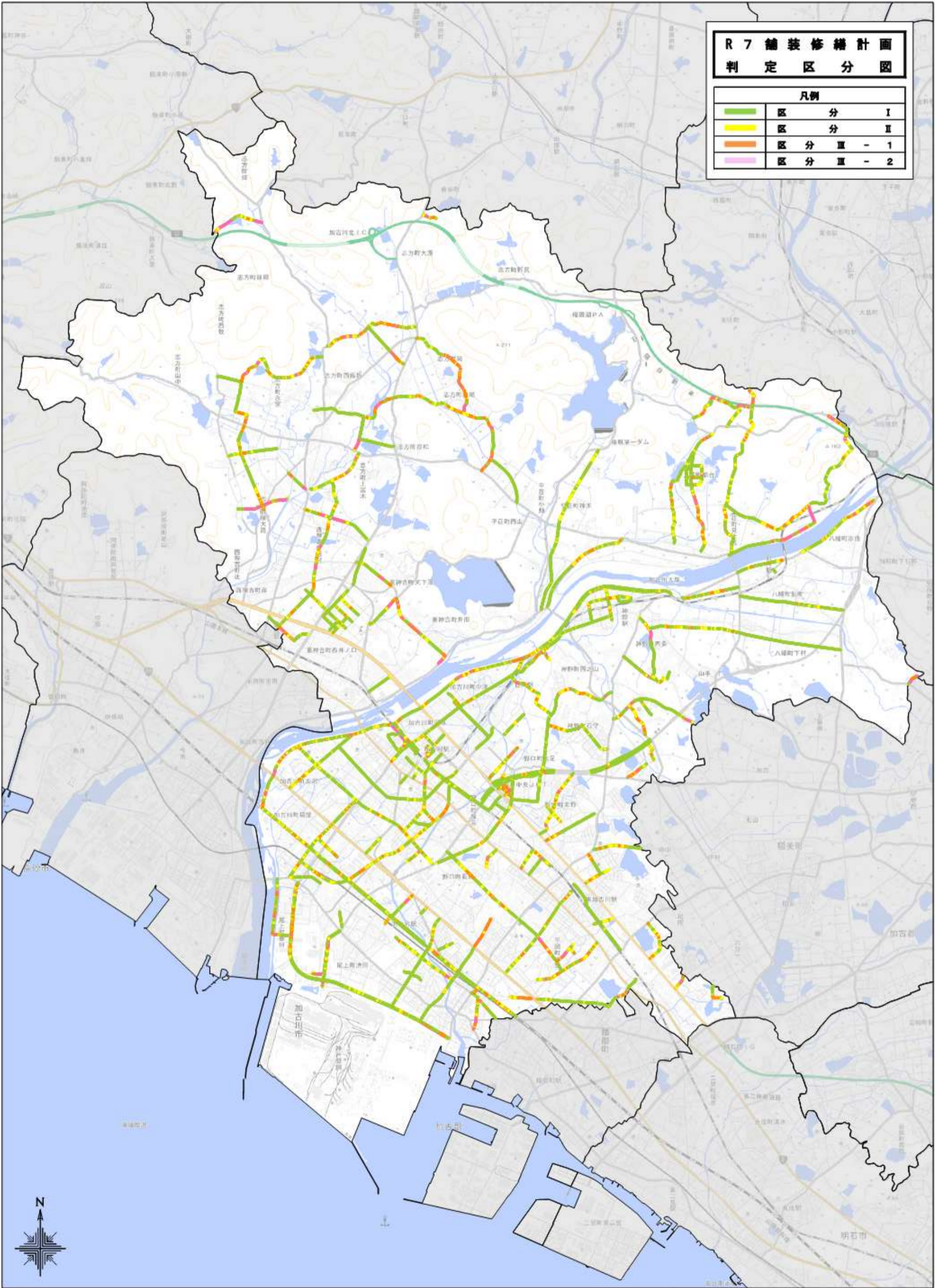
① 路線別健全度区分状況 (3/4)



① 路線別健全度区分状況 (4/4)

凡例





4. 管理理念

加古川市は、以下の基本理念や基本方針等に基づき本計画を策定し、適切な道路舗装の管理を行うものとする。

(1) 基本理念

快適に暮らせるまちを目指して

(2) 基本方針

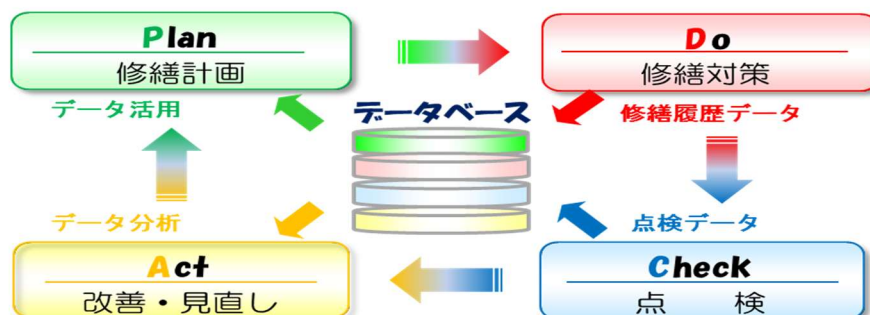
- ①点検や補修対策を適切に実施するとともに、状況に応じた速やかな緊急対策を行い、道路の安全性および快適性を確保する。
- ②計画的な修繕を行うことで、維持管理の効率化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ③PDCA サイクルを構築し、効率的・効果的な維持管理を行う。

(3) 実施方針

- ①継続的な点検の実施
- ②速やかな緊急対策の実施
- ③計画的な補修対策の実施
- ④データベース整備による施設管理データの蓄積
- ⑤舗装修繕計画による事業の実施と見直し
- ⑥新たな知見を踏まえた継続的な改善

安全・信頼の確保

PDCAサイクルによる事業の実施



5. 管理水準の設定

加古川市の道路舗装の管理水準の設定については、管理水準Aから管理水準Cまでの3段階で設定するものとする。

<管理水準と管理値>

管理水準 MCI値	管理水準A ネットワーク幹線	管理水準B 地域幹線	管理水準C 主要道路	管理水準D 生活道路
$4.0 \leq MCI$				
$3.5 \leq MCI < 4.0$				
$3.0 \leq MCI < 3.5$				
$2.5 \leq MCI < 3.0$				
$2.0 \leq MCI < 2.5$				
$MCI < 2.0$	管理限界域			

6. 点検体制

点検は目的や内容に応じて以下のとおり区分し実施する。

(1) 日常点検

道路パトロールを行う際に実施する。

(2) 定期点検

路面性状調査は、5年に1度程度の実施を基本とする。

(3) 臨時点検

異常時等、必要に応じて実施する。

(4) 緊急点検

緊急時、必要に応じて実施する

<点検種別・頻度・内容>

	点検種別	頻度	内容
定期的	日常点検	1度以上/週	原則として道路パトロールを行う際に併せて実施する目視点検をいう。
	定期点検 (路面性状調査)	1度程度/5年	舗装の異常及び損傷の程度を十分に把握するために、定期的実施する点検をいう
臨時的	臨時点検	異常時(随時)	日常点検により異常が発見された場合に実施する点検、集中豪雨、地震及び事故等が発生した場合に実施する点検及び補修をいう。
	緊急点検	緊急時(随時)	第三者被害の恐れのあるもの等について必要に応じて行う点検をいう。

7. 対策内容と優先順位の考え方

(1) 補修の優先順位

加古川市における道路舗装の維持管理にあたっては、設定した管理水準を維持することで、安全・快適な道路ネットワークを維持するとともに、計画的かつ効率的な修繕を実施することで、維持管理費の縮減を図る必要がある。

そのためには、管理水準や損傷状況等を総合的に判断した上で、優先順位を決定する必要がある。これらのことから、加古川市における道路舗装補修の優先順位の考え方は以下のとおりとする。

《 優先順位の考え方 》

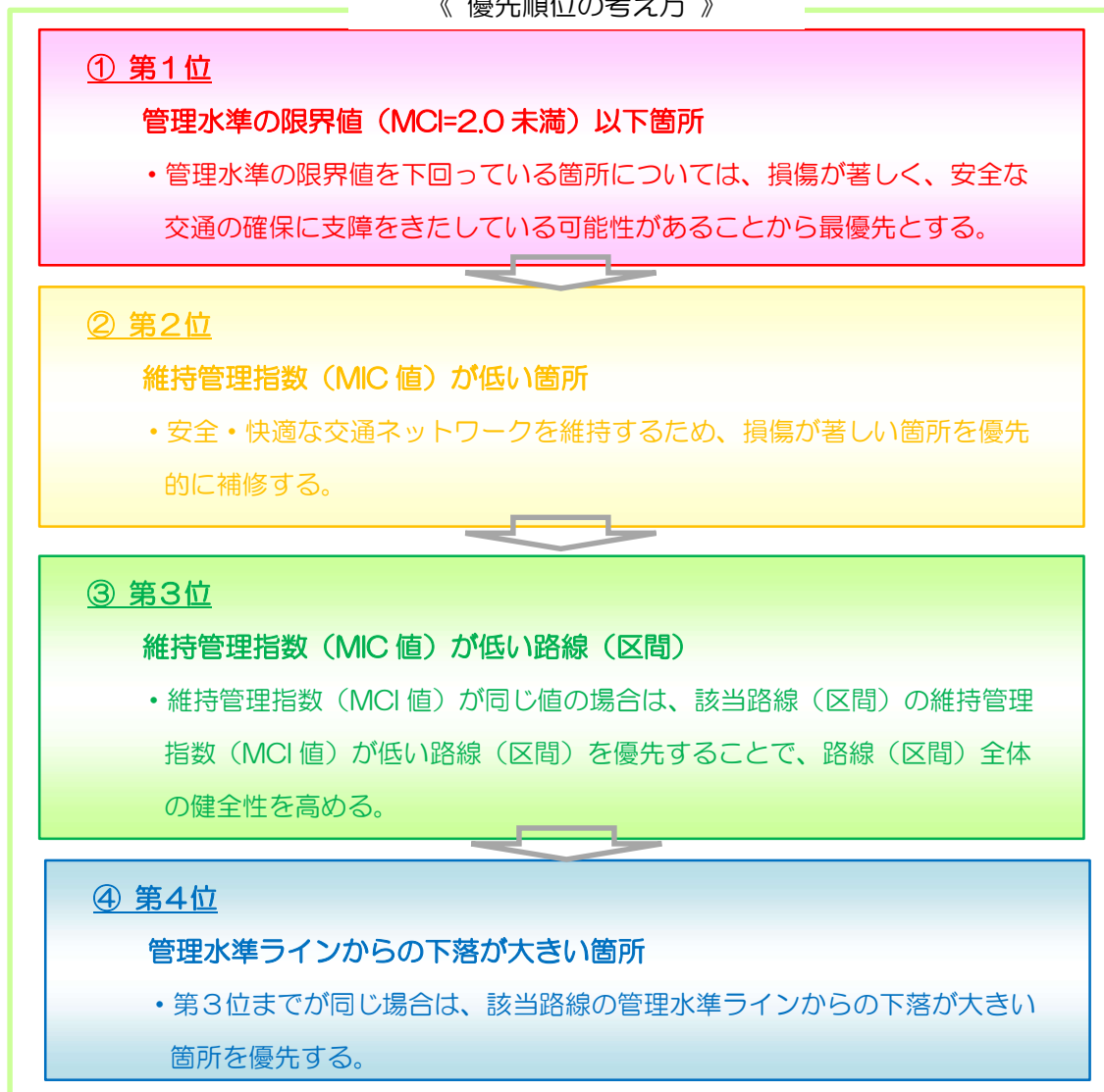


図 7-1 補修の優先順位

なお、健全性の診断区分について、MCI 値を基に設定していることから、健全性の判定区分を基にした優先順位としては、「Ⅲ-2」→「Ⅲ-1」→「Ⅱ」という優先順位となる。

(2) 管理水準と補修対策

加古川市の道路舗装を維持管理するにあたり、管理水準Aから C の3段階の管理水準の設定を行う。

補修対策については、各管理水準における維持管理シナリオに基づき、補修工法を設定するものとする。

表 7-1 管理水準と補修対策

管理水準	管理値	補修範囲	対 策
①管理水準A	4.0 以上	$3.5 \leq MCI < 4.0$	シール工
②管理水準B	3.5 以上	$3.0 \leq MCI < 3.5$	切削オーバーレイ
③管理水準C	3.0 以上	$2.5 \leq MCI < 3.0$	切削オーバーレイ
④管理水準D	2.5 以上	$2.0 \leq MCI < 2.5$	打替え工
限界値以下		$MCI < 2.0$	大規模補修

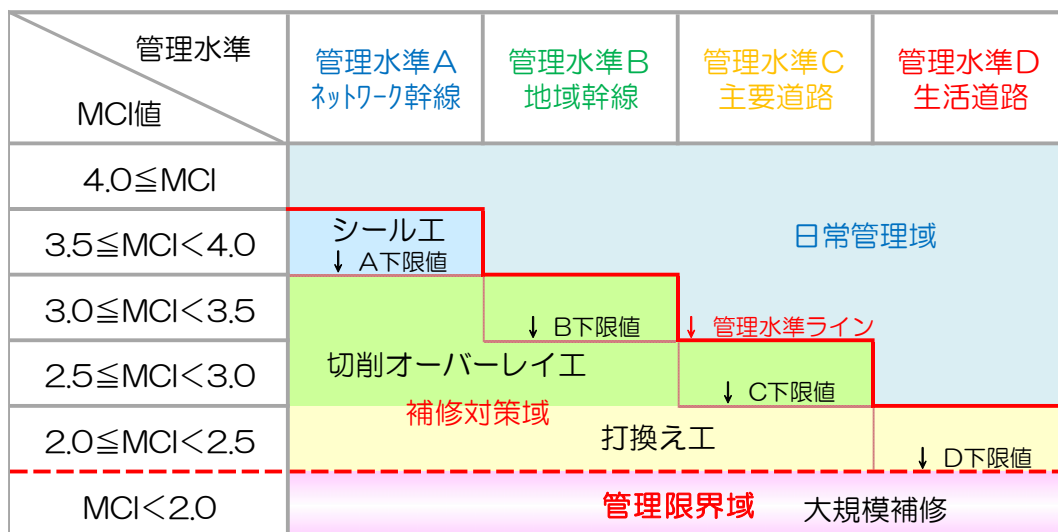


図 7-2 管理水準と補修対策

8. 計画期間

舗装の維持管理を安全にかつ効率的に実施するためには、舗装の点検時期や補修対策時期を定めた中期的な維持管理計画を策定し、計画的に実施していくことが必要である。最適な予算計画の検証にあたっては、加古川市において実施可能な予算により検討することはもとより、設定した予算で実施した場合に健全な状態が維持できる計画とする必要があることから、10年間を計画期間として設定する。

なお、点検の結果により、優先すべき箇所が発生した場合には、適宜計画を見直すものとする。

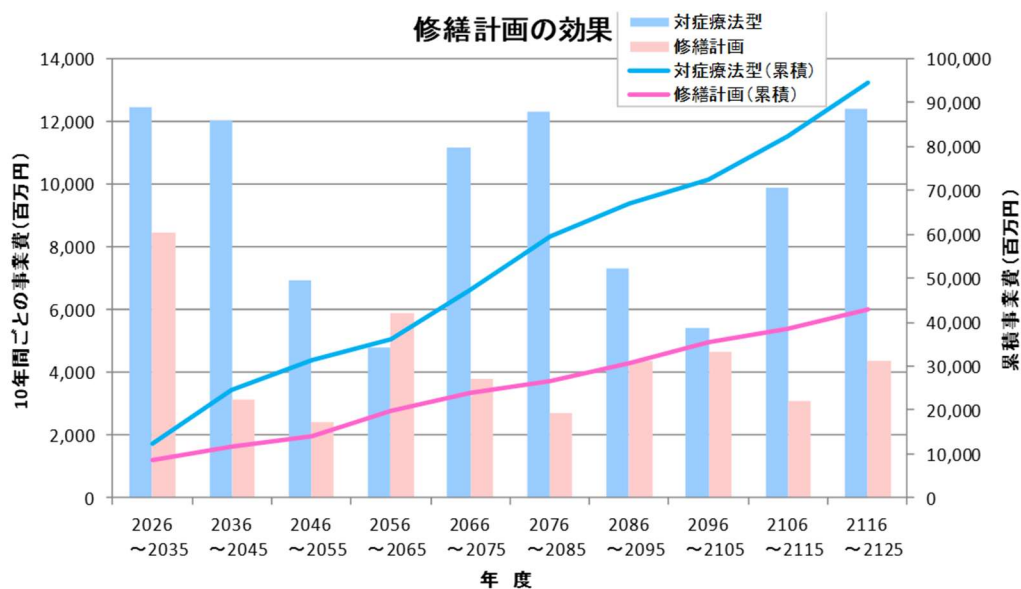
9. 対策内容と実施時期

対策内容については、測定地点の MCI の値をもとに対策内容に応じた費用を計上し、実施時期については、優先順位の考え方に基づいて決定する。

10. 修繕計画による効果

これまでの対処療法的な修繕から、修繕計画に基づいた計画的な修繕を実施することで、今後 100 年間で約 55%のコスト縮減が見込まれる。

また、予算の年度計画においても、これまでの対処療法的な対応では、莫大な費用が集中して必要となるのに対し、修繕計画に基づいた計画的な対応を行うことで、平準化され計画的な予算執行が可能となる。



《10年間補修計画対象路線 一覧表》

番号	路線番号	路線名	調査延長 (m)	管理水準
9	01-1205	寺家町5号線	577	C
20	0002	志方東中央線	891	B
22	02-1039	新県立病院前線	289	A
24	02-1885	石守47号線	167	C
25	02-2006	西之山6号線	213	A
29	0003	東飯坂細工所線	1,717	B
32	03-1502	卸売団地2号線	154	C
41	0004	細工所広尾線	1,824	B
44	04-1461	加古川東工業団地1号線	750	C
51	05-1240	池田開拓地1号線	197	C
54	06-2001	緑町1号線	684	C
60	07-1217	野村17号線	219	C
62	0009	志方町小畑線	4,331	B
64	09-2002	白沢2号線	1,023	C
65	09-2003	白沢3号線	610	C
83	0012	東磐都染線	2,280	B
86	0014	西脇神吉線	1,253	B
88	14-3006	畑6号線	295	C
90	14-5620	横大路20号線	261	C
91	14-5627	横大路27号線	132	C
93	0017	神吉中央線	2,263	B
105	0036	新加古川左岸線	3,202	B
106	0037	石守溝之口線	2,407	B
107	0038	新幹線側道1号線	3,606	B
109	0041	加古川中央線	2,600	A
111	0045	工業団地1号線	1,261	B
114	0048	加古川別府港線	8,972	A
115	0049	池田海岸線	1,912	A
118	0054	新幹線側道2号線	1,930	B
121	0057	平岡幹線	1,184	B
127	0065	良野平岡線	1,688	A
128	0066	平野尾上線	3,482	B
129	0067	市役所線	1,397	A
130	0068	坂井線	402	B
141	0508	宮山上冨木線	617	C
143	0514	寺谷磐線	1,476	C
144	0516	谷川西山線	903	C
148	0532	新神野西条線	573	C
150	0535	旧県道滝野加古川線	1,005	C
152	0539	友沢線	2,270	C
156	0544	石守団地中央線	630	C
157	0545	大坪谷線	707	C
161	0560	福留福沢線	410	C
164	0571	池ノ内二俣線	418	C
166	0579	井ノ口5号線	1,930	C
170	0585	別府川左岸線	294	C
172	0590	旧別府鉄道土山線	1,630	C
181	0615	旧県道野口尾上線	2,139	C
184	0620	旧県道加古川小野3号線	1,570	C
		合計 49 区間	70,745	

※表は路線番号順